

米国インフレ抑制法に基づく EV 補助プログラム – 「懸念される外国の事業体」 ルールの明確化 –

独禁/通商・経済安全保障ニュースレター

2024年1月12日号

執筆者:

平家 正博

m.heike@nishimura.com

小川 慶

k.ogawa@nishimura.com

桜田 雄紀

y.sakurada@nishimura.com

吉井 一希

k.yoshii@nishimura.com

1. FEOC 規則の公表

2022年8月16日に成立した米国インフレ抑制法（Inflation Reduction Act）では、「クリーン自動車」（new clean vehicle）を購入した者に対して、最大7500ドルの税額控除（tax credit）を付与するものであるところ、米国インフレ抑制法上、「クリーン自動車」に該当するためには、①北米最終組立て要件、②重要鉱物要件、③バッテリー部品要件を満たす必要があり、かかる税額控除を受けるため、各国の企業による北米投資の拡大が報じられているところである¹。

但し、上記の要件を満たす場合でも、自動車バッテリーのサプライチェーンに「懸念される外国の事業体」（Foreign Entity of Concern）（以下「**FEOC**」という。）が含まれている場合には、「クリーン自動車」の対象から除外することとされており（以下「**FEOC 要件**」という。）、これまで、FEOC 要件の明確化が求められていた。そのような中で、2023年12月4日、それぞれ、米国エネルギー省製造エネルギーサプライチェーン局（MESC）は、FEOC の解釈を示すガイダンス案（以下「**FEOC 解釈指針案**」という。）²を、米国財務省内国歳入庁は、FEOC 要件やその該当性の確認手続を定める規則案（以下「**FEOC 規則案**」という。）³を、規則制定案公示手続（notice of proposed rulemaking）により公表し、それぞれ30日間、45日間のパブリックコメントを開始した。

この FEOC 解釈指針案及び FEOC 規則案は、特にサプライチェーンに中国政府・企業がどの程度関与している場合、米国インフレ抑制法上の税額控除を受けることができなくなるかを定めるものであり、EV 産業における中国企業のプレゼンスを踏まえると、今後の事業展開に大きな影響を与えることが予測される。

そこで、以下では、FEOC 解釈指針案に規定される、**2. FEOC の概要**、FEOC 規則案に規定される、**3. FEOC 要件や関連手続の概要**、**4. 企業への影響と示唆**について説明する。

¹ 米国インフレ抑制法に基づく EV 補助プログラムの概要については、「[米国インフレ抑制法に基づく EV 補助プログラムの概要（2023年2月7日号）](#)」及び「[米国インフレ抑制法に基づく EV 補助プログラム – 概要アップデート –（2023年6月2日号）](#)」を参照。

² <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-12-04/pdf/2023-26479.pdf> (Interpretation of Foreign Entity of Concern)

³ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-12-04/pdf/2023-26513.pdf> (Section 30D Excluded Entities)

2. FEOC の概要

(1) 米国インフレ抑制法上の FEOC

インフレ抑制法（又はインフレ抑制法による改正後の内国歳入法、以下同じ。）上は、FEOC 要件として、概ね以下の場合には、税額控除が付与される「クリーン自動車」の対象から除外することとされている⁴。

- ・ 2025年1月1日以降に供用開始される自動車で、そのバッテリーに含まれる重要鉱物が、FEOCによって採掘、加工又はリサイクルされたもの、又は
- ・ 2024年1月1日以降に供用開始される自動車で、そのバッテリーに含まれる部品が FEOC によって製造又は組み立てられたもの。

そして、米国インフレ抑制法上、FEOC には、下記の事業者が含まれるとされている⁵。

- (A) 米国移民国籍法 (Immigration and Nationality Act) Section 219(a)に基づき指定される外国テロリスト組織
- (B) SDN リスト (Specially Designated Nationals and Blocked Persons List) に掲載されている事業者
- (C) 10 USC 2533c(d)が定義する「対象国」(covered nation) の政府に所有若しくは支配され、又は同国政府の管轄若しくは指示に服する事業者
- (D) スパイ活動法 (Espionage Act)、経済スパイ (Economic Espionage Act)、武器輸出管理法 (Arms Export Control Act)、原子力エネルギー法 (Atomic Energy Act)、輸出管理改革法 (Export Control Reform Act)、国際緊急経済権限法 (International Emergency Economic Powers Act) 等との関係で、法務長官が有罪判決が得られた活動に関与したと主張する事業者
- (E) 長官が、国防長官及び国家情報長官と協議の上で、米国の国家安全保障又は外交政策を害する違法行為に関与していると判断した事業者

このうち、(C)の「対象国」は、朝鮮民主主義人民共和国、中華人民共和国、ロシア連邦及びイラン・イスラム共和国が指定されてるところ、これまで、対象国に「所有若しくは支配され、又は同国政府の管轄若しくは指示に服する事業者」の定義は示されていなかった。FEOC 解釈指針案は、当該定義を明らかにするものである。

(2) 対象国の政府に所有若しくは支配され、又は同国政府の管轄若しくは指示に服する事業者

FEOC 解釈指針案は、対象国に「所有若しくは支配され、又は同国政府の管轄若しくは指示に服する事業者」に該当するのは、①「外国の事業者」(foreign entity) であって、②(i)対象国の政府の管轄に服する事

⁴ Section 30D(d)(7) of the Internal Revenue Code

⁵ Section 30D(d)(7) of the Internal Revenue Code, Section 40207(a)(5) of the Infrastructure Investment and Jobs Act

業体又は(ii)対象国の政府の所有、支配若しくは指示に服する事業体であり、それぞれの用語の意味については以下のアからエのとおりとしている⁶。

ア 「外国の事業体」 (foreign entity)

「外国の事業体」とは、以下の(i)~(iv)を指すものとしている。

- (i) 外国の政府
- (ii) 米国の合法的永住者、米国市民、又は8 U.S.C. 1324b(a)(3)に定義されるその他の「保護される個人」でない自然人
- (iii) 外国法に基づいて組織された、又は外国に主たる事業所を有する、組合、団体、会社、組織、又はその他の個人の集合
- (iv) 米国の法に基づいて組織された事業体であって、上記(i)~(iii)に基づき外国事業体に該当する事業体に所有若しくは支配される、又はその指示に服するもの

イ 対象国の政府

「対象国の政府」とは、以下の(i)~(iv)を指すものとしている。

- (i) 外国の中央政府又は地方政府 (subnational government)
- (ii) 外国の中央政府又は地方政府の機関又は組織⁷
- (iii) 外国の支配政党又は与党 (中国共産党等)
- (iv) 現在又は過去の外国政府高官 (senior foreign political figure)

このうち、(iv)の「外国政府高官」とは、以下の者を指すものとしている。

- (a) 外国政府の行政、立法、軍事又は司法部門の高官 (選挙で選ばれたか否かを問わない。) 、又は外国の支配政党若しくは与党の高官。なお、「高官」とは、政策、運営、又は政府所有の資源の使用について実質的な権限を持つ個人をいう。
- (b) (a)に該当する個人の直系家族 (配偶者、親、兄弟姉妹、子、又は配偶者の親及び兄弟) 。

特に、中国については、「外国政府高官」の中に、中国人民政治協商会議の現委員、並びに政治局常務委員会、政治局、中央委員会及び全国代表大会の現委員及び元委員が含まれるとの解釈が示されている。

⁶ FEOC 解釈指針案 B

⁷ 組織 (instrumentality) は、法律上独立した国家の機関であるがその所有関係が不明確なものを含むと説明されており、公共企業 (utility) や公的金融機関が例示されている。

ウ 管轄に服する事業体

以下(i)又は(ii)のいずれかの場合に、外国の事業体は、対象国の政府の「管轄に服する」と解されることとしている。

- (i) 当該外国の事業体が、対象国で設立され若しくは対象国に居住し、又は対象国に主たる事業所を有する場合。
- (ii) 当該バッテリーの重要鉱物、部品、又は材料に関して、当該外国の事業体が、対象国において、重要鉱物の採掘、加工、若しくはリサイクル、部品の製造若しくは組立、又は材料の加工を行っている場合。

上記(ii)の類型においては、中国等の対象国で設立されておらず、また対象国に事業所を有しない外国の事業体であっても、中国等の対象国で重要鉱物、部品又は材料に関して、一定の活動を行っている場合には、対象国政府の「管轄に服する」と判断されることになる。もっとも、これは、品目単位で判断される旨が示されている。すなわち、外国の事業体が対象国と対象国以外の国の双方で生産活動を行っている場合に、当該外国の事業体が常に対象国の政府の「管轄に服する」と判断されるものではなく、対象国の管轄に服する重要鉱物、部品又は材料に関してのみ対象国の政府の「管轄に服する」とことになる。

なお、ある会社が、対象国の政府の「管轄に服する」ものとして FEOC に該当する場合であっても、その子会社が自動的に FEOC に該当するものではない。当該子会社についても、親会社とは独立に、対象国の政府の「管轄に服する」か、又は対象国の政府の「所有、支配若しくは指示に服する」事業体か、判断されることとなる。

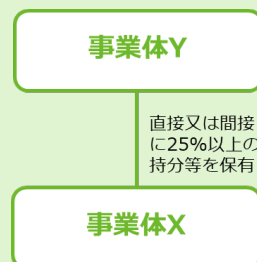
エ 所有、支配若しくは指示に服する事業体

「所有、支配若しくは指示」は、所有・支配関係に着目する基準（以下(i)）と、ライセンス契約等の契約関係に着目する基準（以下(ii)）のいずれかが満たされる場合に満たされる。

(i) 所有・支配関係に着目する基準

以下の場合に、事業体 X は、事業体 Y の「所有、支配若しくは指示に服する事業体」に当たるとされる。

事業体 X の取締役会、議決権、又は持分（以下「**持分等**」という。）の **25%以上**を、直接的か間接的かを問わず、別の事業体 Y が累積的に保有している場合。



「間接」的な支配の有無を判断するに当たっては、①親となる事業体の子となる事業体の持分等の50%以上を直接保有する場合、これらの事業体は同一の事業体と見なされる。また、②親となる事業体の子となる事業体の50%以下の持分等しか有していない場合には、親となる事業体は、当該持分等の比率に応じて、当該子となる事業体が他の事業体に対して有する持分等を間接的に保有すると見なされる。具体的には、以下の事例が考えられる。



事例 A: 対象国の政府が、事業体 X の 25% の持分等を保有し、事業体 X が事業体 Y の 50% の持分等を保有している場合

⇒ 事業体 X と事業体 Y は実質的に同一の事業体と取り扱われる。対象国の政府が事業体 X の 25% 以上の持分等を保有していることから、事業体 X 及び事業体 Y は、いずれも対象国の政府の「所有、支配若しくは指示に服する事業体」に当たる。

事例 B: 対象国の政府が、事業体 X の 50% の持分等を保有し、事業体 Y が事業体 Y の 25% の持分等を保有している場合

⇒ 対象国の政府と事業体 X は実質的に同一の事業体と取り扱われる。事業体 X が事業体 Y の 25% 以上の持分等を保有していることから、事業体 X 及び事業体 Y は、いずれも対象国の政府の「所有、支配若しくは指示に服する事業体」に当たる。

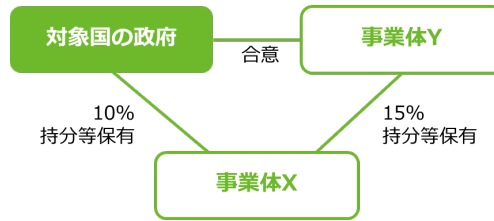
事例 C: 対象国の政府が、事業体 X の 25% の持分等を保有し、事業体 X が事業体 Y の 40% の持分等を保有している場合

⇒ 対象国の政府が事業体 X の 25% 以上の持分等を保有していることから、事業体 X は、対象国の政府の「所有、支配若しくは指示に服する事業体」に当たる。対象国の政府の事業体 Y に対する間接の持分等の割合は、比例的に計算される ($40\% \times 25\% = 10\%$) とし、25% 未満であるので、事業体 Y は、対象国の政府の「所有、支配若しくは指示に服する事業体」に当たらない。

加えて、対象国の政府が、事業体 X に利害関係を有する事業体 Y と、協調して行動するための正式な取り決めに締結している場合、対象国の政府と事業体 Y がそれぞれ事業体 X に対して有する持分等は、合算して

考慮される。

事例 D



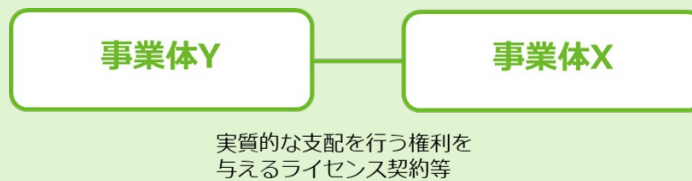
事例 D：対象国の政府は、事業体 X の 10% の持分等を保有している。事業体 Y は、事業体 X の 15% の持分等を保有している。対象国と事業体 Y が、事業体 X に対する持分等について、協調して行動するための取り決めを有している。

⇒ 対象国の政府は、事業体 X の持分を 25% (10%+15%) 保有すると見なされるため、事業体 X は、対象国の政府の「所有、支配若しくは指示に服する事業体」に当たる。

(ii) ライセンス契約等の契約関係に着目する基準

以下の場合に、事業体 X は、事業体 Y の「所有、支配若しくは指示に服する事業体」に当たるとされる。この場合、事業体 Y が FEOC である場合には、事業体 X も FEOC となる。

バッテリーの重要鉱物、部品、又は材料に関して、事業体 X が、事業体 Y (請負人) との間で、事業体 X に帰属することになる重要鉱物、部品、又は材料の抽出、加工、リサイクル、製造又は組立 (以下、総称して「生産」という。) に関して、事業体 Y に実質的な支配を行使する権利を与えるライセンス契約又はその他の契約を締結している場合。



「実質的な支配」とは、「請負人が、契約関係上、生産の量や時期を決定する権利、生産物を購入若しくは使用できる事業体を決定する権利、若しくは生産現場への立入りを請負人側の人員に制限する権利、又は生産に不可欠な設備を維持、修理若しくは操作する排他的な権利」と定義される。この点、FEOC との契約について、以下の権利がいずれも FEOC でない事業体に帰属することが契約上明示されている場合、FEOC による「実質的な支配」は否定される。

- 生産される重要鉱物、部品又は材料の量を決定すること。
- 契約期間全体において、生産時期を決定すること。
- 重要鉱物、部品又は材料を自らの目的のために使用すること、又は契約が販売を意図している場合は、重要鉱物、部品又は原料を自ら選択した事業体に販売すること。

- 生産現場の全区域に継続的に立ち入り、生産工程の全段階を監視すること。
- 自らの選択により、生産に不可欠な全設備を独立して操作、維持及び修理し、生産に不可欠な知的財産、情報及びデータにアクセスし使用すること。

上述した支配関係は、品目単位で判断され、ライセンス契約等の契約等の対象となっている重要鉱物、部品又は原料についてのみ、支配関係があると判断される旨が示されている。

3. FEOC 要件や関連手続の概要

(1) FEOC 要件

上記のとおり、インフレ抑制法 Section 30D(d)(7)は、その(A)項と(B)項において、FEOC 要件を、概ね以下のとおり規定する。

- (A) 2025年1月1日以降に供用開始される自動車で、そのバッテリーに含まれる重要鉱物が、FEOC によって採掘、加工又はリサイクルされたもの、又は
- (B) 2024年1月1日以降に供用開始される自動車で、そのバッテリーに含まれる部品が FEOC によって製造又は組み立てられたもの。

上記(A)項又は(B)項のいずれかに当たる自動車は、「クリーン自動車」に該当しない。特に(B)項によると、今後供用開始される自動車で、バッテリーに含まれる部品が FEOC によって製造又は組み立てられたものは、税額控除の対象外となる。

FEOC 規則案は、FEOC 要件に該当しないことを **FEOC 適格** (FEOC-compliant) と定義した上で、そのパターン例を以下のとおり規定している⁸。

- ・ 2024年1月1日以降、2024年12月31日以前に供用開始される自動車のバッテリーセルは、FEOC によって製造又は組み立てられておらず、FEOC 適格の部品のみを含む場合、FEOC 適格である。
- ・ 2025年1月1日以降に供用開始される自動車のバッテリーセルは、FEOC によって製造又は組み立てられたものでなく、FEOC 適格のバッテリー部品と FEOC 適格の重要鉱物のみを含む場合、FEOC 適格である。
- ・ 2024年1月1日以降に供用開始される自動車のバッテリーは、FEOC 適格のバッテリー部品（バッテリーセルを除く）と FEOC 適格のバッテリーセルのみを含む場合、FEOC 適格である。

これによると、FEOC 規則案は、バッテリーセルのうち、2025年1月1日以降に供用開始される自動車のものについては、それ自体だけでなく、含有する重要鉱物についても、FEOC によって製造又は組み立てられたものでないか確認することを求めている。これは、バッテリーセルが（他のバッテリー部品と異なり）

⁸ FEOC 規則案 Section 1.30D-6(a)(11)(iii)-(v)

重要鉱物を含むために、上記(A)項と(B)項のいずれとの関係でも問題になるものであることから設けられた規定であり、バッテリーセルが他の部品と区別して取り扱われることを示している。

(2) バッテリーに関する判断プロセス

FEOC 規則案は、バッテリーが FEOC 適格かどうかの判断プロセスを規定しており、その概要は以下のとおりである⁹。

Step 1 :

バッテリー部品（バッテリーセルを含まない）と重要鉱物が FEOC 適格かどうかを判断する。



Step 2 :

FEOC 適格のバッテリー部品と重要鉱物がバッテリーセルに含まれるかどうかを物理的に追跡することで、バッテリーセルが FEOC 適格かどうかを判断する（物理的追跡に代わる措置も暫定的に可能）。



Step 3 :

FEOC 適格のバッテリー部品（バッテリーセルを含む）がバッテリーに含まれるかどうかを物理的に追跡することで、バッテリーが FEOC 適格であるかどうかを判断する。

<Step 1 について>

Step 1 では、バッテリー部品と重要鉱物が FEOC 適格かどうかを判断することになる。

バッテリーセルを除くバッテリー部品（2024年1月1日以降に供用開始される自動車に使用されるもの）について、FEOC によって製造又は組み立てられていない限りは、FEOC 適格である¹⁰。

重要鉱物については、採掘・加工・リサイクルの各段階を考慮して、FEOC 適格かどうかを判断する¹¹。もっとも、重要鉱物のうち、「追跡不能なバッテリー材料」（Non-traceable battery materials）については、移行措置として、重要鉱物が FEOC 適格かどうかの判断から除外できる¹²。「追跡不能なバッテリー材料」は、供給業者による精製、加工又はその他の製造工程で混在することが多いために追跡困難なバッテリー材料のうち、バッテリー全体の価値と比較して低価値のものと一般に定義されているが¹³、その具体的内容は規則案で明らかになっていない。なお、移行措置は、2026年12月31日以前に適格製造業者が定期

⁹ FEOC 規則案 Section 1.30D-6(c)(1)

¹⁰ FEOC 規則案 Section 1.30D-6(a)(11)(i)

¹¹ FEOC 規則案 Section 1.30D-6(c)(4)(ii)

¹² FEOC 規則案 Section 1.30D-6(c)(1)(ii),(4)

¹³ FEOC 規則案 Section 1.30D-6(a)(13)(i)

報告書を提出¹⁴する「クリーン自動車」についてのみ適用される¹⁵。また、移行措置の適用を受けるためには、適格製造業者が、事前審査手続（下記(4)）において、当該措置の適用が終了した後に FEOC 適格の問題をどのように解決する予定であるかを示す必要がある¹⁶。

<Step 2 について>

Step 2 では、バッテリーセルが FEOC 適格かどうかを判断することになるが、原則的には、Step 1 で確認した FEOC 適格のバッテリー部品と重要鉱物がバッテリーセルに含まれるかどうかを物理的に追跡することが求められる。

もっとも、重要鉱物については、バッテリーセルの生産者及び供給者にとってそうした物理的追跡を行うことが困難である現状を踏まえ、暫定的な代替措置（割当方式）を採ることで、物理的追跡を不要とすることが可能とされている。具体的には、バッテリーセルの製造場所で製造又は組み立てられた特定のバッテリーセルに対し、FEOC 適格の重要鉱物の質量を割り当てることで、物理的追跡が不要となる¹⁷。この割当による代替措置は、2027 年 1 月 1 日以降に適格製造業者が提出する定期報告書の対象となる「クリーン自動車」には適用されないものと規定されている¹⁸一方、米国財務省及び内国歳入庁は、2027 年以降も代替措置を継続すべきかについて、意見を募集している¹⁹。

なお、Step 1 に記載の移行措置は、バッテリーセルが FEOC 適格かどうかを判断する Step 2 でも、同様に適用され得る²⁰。

<Step 3 について>

Step 3 では、FEOC 適格のバッテリー部品（バッテリーセルを含む。）がバッテリーに含まれるかどうかを物理的に追跡することで、バッテリーが FEOC 適格であるかどうかを判断する。バッテリーセルの物理的追跡は、シリアル番号又はその他の識別システムを使用して行うものとされている²¹。

(3) デューディリジェンス義務

上記(2)の判断プロセスを踏む上で、適格製造業者は、全てのバッテリー部品と重要鉱物について、それらが FEOC 適格かどうかを判断するためのデューディリジェンスを実施する必要がある。デューディリジェンスは、重要鉱物やバッテリー部品の出所を合理的な確度で知ることを可能にする程度に求められる一方、そ

¹⁴ 適格製造業者は、製造した各自動車の識別番号及びその他の情報を当局に定期的に報告することに同意した者と定義されている (Section 30D(d)(3) of the Internal Revenue Code) 。

¹⁵ FEOC 規則案 Section 1.30D-6(c)(3)(iii)

¹⁶ 同上。

¹⁷ FEOC 規則案 Section 1.30D-6(c)(1)(ii),(3)(ii)

¹⁸ FEOC 規則案 Section 1.30D-6(c)(3)(ii)(F)

¹⁹ FEOC 規則案 Explanation of Provisions III.C 3a

²⁰ FEOC 規則案 Section 1.30D-6(c)(3)(iii)

²¹ FEOC 規則案 Section 1.30D-6(c)(2)

の手法の 1 つとしてサプライヤーの証明書に依拠することは、適格製造業者がその正確性について不知であるか、不正確であることを知る理由がない場合に限りにおいて許容される²²。

なお、上記(2)で述べた移行措置は、デューディリジェンス義務との関係でも同様に適用され得る。すなわち、2026 年 12 月 31 日以前に適格製造業者が定期報告書を提出する「クリーン自動車」については、下記の事前審査手続において、当該移行措置の適用が終了した後に FEOC 適格の問題をどのように解決する予定であるかを示すことにより、「追跡不能なバッテリー材料」をデューディリジェンス義務の対象から除外することができる²³。

(4) 事前審査手続

FEOC 規則案は、内国歳入庁が FEOC 適格のバッテリーの台帳を管理できるよう、適格製造業者に対し、2025 年 1 月 1 日以降に供用開始される「クリーン自動車」について、FEOC 適格のものとして把握する、又は合理的に予想するバッテリー数に係る情報提供義務を課している。提供されたバッテリー数の情報は、確実性を担保するため内国歳入庁により審査され²⁴、適格製造業者は、FEOC 適格のバッテリー数の増減が判明した場合、30 日以内に内国歳入庁に通知する必要がある²⁵。

(5) 今後の主な検討事項

FEOC 規則案の内容については、2024 年 1 月 18 日を期限とする意見募集を経て、更なる検討が行われる予定である。

FEOC 規則案によれば、米国財務省及び内国歳入庁が特に意見を募集する事項として、①「追跡不能なバッテリー材料」を考慮外とする移行措置、及び、②FEOC 適格の重要鉱物がバッテリーセルに含まれるかどうかの物理的追跡に代わる割当て措置が挙げられる（いずれも上記(2)参照）。

①については、米国財務省及び内国歳入庁が、「追跡不能なバッテリー材料」を捉える最良のアプローチについて、サプライチェーンの現状、現在利用されているバッテリー分野のサプライチェーン追跡ツールや実務を踏まえた意見を求めている²⁶。

②については、サプライチェーンの組換えや追跡ツールの発展による物理的追跡の実現が期待されているものの、実務的な見通しを踏まえ、割当て措置の内容及び期間について、意見募集が行われている²⁷。

4. 企業への影響と示唆

FEOC 解釈指針案及び FEOC 規則案は、「クリーン自動車」に関する税額控除をどのように満たすことができるかを判断するための要件・手続を明確化するものである。

²² FEOC 規則案 Section 1.30D-6(b)(1)

²³ FEOC 規則案 Section 1.30D-6(b)(2)

²⁴ FEOC 規則案 Section 1.30D-6(d)(1)(ii)

²⁵ FEOC 規則案 Section 1.30D-6(d)(1)(iii)(A)

²⁶ FEOC 規則案 Explanation of Provisions III.A 13

²⁷ FEOC 規則案 Explanation of Provisions III.C 3a. 割当て措置を恒久的な仕組みと整理し直す可能性についても言及されている。

FEOC 解釈指針案によれば、中国など「対象国」の管轄に服する外国の事業体、又は「対象国」政府に所有若しくは支配される外国の事業体は、全て FEOC に該当するものとされる。そして、「対象国」で設立された企業はもちろんのこと、「対象国」で重要鉱物の採掘、加工、若しくはリサイクル、部品の製造若しくは組立、又は材料の加工を行っている場合は、対象国政府の「管轄に服する」事業体と判断され、FEOC に該当することになる。また、「対象国」政府による「所有、支配若しくは指示」に服する事業体かどうかに係る株式所有の閾値についても、25%という比較的低い値が設定されており、更に、当該閾値の判断は、政府と協調して行動することを合意している企業の持分を合算して行われる。そのため、「対象国」政府や地方政府から直接又は間接に出資を受ける「対象国」外の企業も、FEOC に該当する可能性が相当程度あるといえる。自動車バッテリーのサプライチェーンに中国系企業が含まれる場合、自社が米国内で販売・製造する EV について、FEOC 要件を満たすことができず、税額控除の対象から除外される可能性が相応にあるため、自動車メーカーとしては、バッテリーのサプライチェーンに FEOC である中国系企業が含まれないかどうかを慎重に確認し、場合によっては、サプライチェーンの見直しを行う必要が生じ得る。

FEOC 規則案は、適格製造業者に対し、全てのバッテリー部品と重要鉱物について、それらが FEOC 適格かどうかを判断するためのデューデリジェンスの実施を求めている。規則案は、デューデリジェンスの一手法としてサプライヤーの証明書に依拠することを認めつつも、これを許容しない場合があることを示している。そのため、各企業においては、デューデリジェンスの実施義務との関係で、社内体制・リソースを踏まえ、新たな手法を検討する必要がある。但し、米国政府は、こうした要求の一方で、インフレ抑制法による厳格な国家安全保障とグリーンエネルギー導入目標とのバランスをとるため、例えば、「追跡不能なバッテリー材料」についての移行措置や、記録の修正を可能にするバッテリー台帳の仕組みを導入するなど、FEOC 要件の履践を容易にする工夫も行っている。

上記のとおり、FEOC 解釈指針案及び FEOC 規則案は、今後関係者による意見提出を経て、その最終化の前に変更される可能性がある。もっとも、納税者は、最終規則の公表前に供用開始された自動車については、今回提案された規則案に依拠することができる²⁸、FEOC 解釈指針案及び FEOC 規則案をもとに対応を進めていく必要があると考えられる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報課 newsletter@nishimura.com

²⁸ FEOC 規則案 Proposed Applicability Dates